

現代中国における「依法治国（法による治国）」の全面的推進について

江 利紅*

要　旨

2014年10月、改革開放以来初めて「依法治国（法による治国）」をテーマとした中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議が北京で開かれ、「法による治国」の全面的推進における若干の重大な問題に関する中共中央の決定（以下「決定」と略称する）が採択された。この「決定」は、中国共産党の第15回代表大会報告で提唱された「依法治国（法による治国）」の更なる深化であり、中国の社会主義法治国家の建設は新たな歴史段階に入ったことを表明している。法による治国」の全面的推進は、「中国の特色ある社会主義法治体系を構築し、社会主義法治国家を建設する」を総目標としている。この総目標を実現するために、「社会主義法律体系」の構築のみならず、法律の実施、行政、司法、国民の法律遵守などをも要求している。つまり、この「依法治国（法による治国）」の全面的推進の目標を実現するために、中国共産党の指導の下、中国の特色ある社会主義制度を堅持し、中国の特色ある社会主義法治理論を貫徹し、十全な法律規範体系と効率的な法執行体系、厳格な法治監視体系、強力な法治保障体系を構築し、また十全な党内法規体系を整え、法による治国・執政・行政を同時に進め、法治国家・法治政府・法治社会の一体化建設を推進し、「科学的な立法・厳格な執行・公正な司法・全国民の法遵守」を実現し、国家のガバナンス体系とガバナンス能力の現代化を促進しなければならない。

* 華東政法大学法律学院教授

本論文は、2014年度国家社会基金重大プロジェクト「人民代表大会制度理論創新研究」（項目番号：14ZDA014）、上海高校特聘教授（項目番号：TP2014051）による研究成果の一部である。

はじめに

1949年に建国された中華人民共和国では、国民党政府の法律をすべて廃棄し、人民主権の基本理念に立脚した社会主義の法制度を導入した。特に、改革開放の40年近くの間、中国は、著しい経済発展が成し遂げられた同時に、法治建設¹を推し進め、人々を驚かせる巨大な成果を収めた。具体的には、「中国の特色ある社会主義法律体系」が基本的に打ち立てられたこと、立法・行政・司法の国家権力が種々の問題はあるにせよ、法定権限や法定手続にしたがって行使されようになったこと、国民の法意識や法治観念も高まり、法律が次第にその厳肅性と権威性を表し、改革開放、経済建設および社会安定に有効な法的保証が提供されようになったことがその法治建設の成果として挙げられる。²このような法治建設を経て、中国は次第に法治主義の軌道に乗ってきてているといえるが、現状ではまださまざまな課題と問題点が残っている。これらの課題や問題点に直面して、中国共产党および中国政府は、20世紀90年代から「依法治国（法による治国）」というスローガンを提唱してきた。³そのうえで、1999年3月の第9期全国人民代表大会第2回会議では、憲法が一部改正され、「中華人民共和国は依法治国（法による治国）を実行し、社会主义法治国家を建設する」（憲法5条1項）ことが追加規定された。そして、2013年11月12日、中国共产党第18期中央委員会第3回全体会議において、「改

¹ 「法治建設」は、法治主義を実現するために行なわれた法の制定、執行、適用、遵守などの活動を指す。1990年代以前、中国では「法治」、「法治建設」という用語をブルジョワ階級のものとして廃棄し、通常、「法制」、「法制建設」という用語を使う。ここでの「法制」、「法制建設」は法律、制度のみではなく、法の制定、執行、適用、遵守などを含んでいる。

² 中国国务院新聞弁公室「中国的民主政治建設」白書（2005年10月）、中国国务院新聞弁公室「中国的法治建設」白書（2008年2月）、中国法学会「中国法治建設年度報告」（2013年6月）など参照。

³ 1996年2月8日、当時の江澤民国家主席は中南海で開かれた「法制講座」で、初めて「依法治国（法による治国）」という思想を打ち出した。その後、1997年の中国共产党第15回全国人民代表大会の報告には、「依法治国（法による治国）」というスローガンが提唱された。

革の全面的深化における若干の重要な問題に関する中共中央の決定」が採択され、「法治中国」建設の推進を改革の重要な部分として、「法治中国の建設のためには、必ず法による治国、法による執政、法による行政を共同で推進し、法治国家、法治政府、法治社会の一体的建設を堅持しなければならない。司法体制改革を深化させ、公正で効率的で権威ある社会主义司法制度の建設を促進し、人民の権益を守り、人々がすべての司法案件において公平と正義を感じられるようにしなければならない」と要求する。さらに、2014年10月20～23日、改革開放以来初めて「依法治国（法による治国）」をテーマとした中国共产党第18期中央委員会第4回全体会議が北京で開かれ、「法による治国の全面的推進における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」（以下「決定」と略称する）が採択された。⁴この「決定」は、中国共产党の第15回代表大会報告で提唱された「依法治国（法による治国）」の更なる深化であり、中国の社会主义法治国家の建設は新たな歴史段階に入ったことを表明している。

本論文では、この「決定」をめぐって、まず、中国における「依法治国（法による治国）」というスローガンの提唱および憲法への導入のプロセスを概観し（I）、現段階で法による治国を全面的に推進する必要性（II）、目標（III）、その実現の基本的な原則（IV）および今後の課題（V）などを分析し、「依法治国（法による治国）」の全面的な推進について今後の展望を行なうことにする（おわりに）。

I 「依法治国（法による治国）」の全面的推進の必要性

「依法治国（法による治国）」は、中国の特色ある社会主义を堅持し発展させるための本質的な要請、重要な保障であり、国家のガバナンス体系とガバナンス能力の現代化を実現するための必然的な要請であり、中国共产党の執政と国家振興、人民の幸福と平安、党と国家の長期的な安定にかかわる。

現在の中国は未だ社会主义の初期段階にある。小康社会の全面的な実現は

⁴ 「中共中央關於全面推進依法治國若干重大問題的決定」（2014年10月23日）。

決定的な段階を迎える、改革は堅持と高難度の領域に入り、複雑で変わりやすい国際情勢に直面している。改革の発展と安定という共産党の任務はかつてなく重く、矛盾や危険、挑戦はかつてなく多い。共産党と国家の全活動における「法による治国」の重要性はより高まり、その役割はより重大となっている。中国の特色ある社会主义法律体系は既に構築され、法治政府建設も推進し、司法体制の整備も進み、社会の法治観念も大きく高まった。しかし、党と国家の任務を完遂するには、また人民・大衆の期待に応え、国家のガバナンス体系とガバナンス能力の現代化を実現するには、法治建設にはまだ多くの不適応・不適切が残っている。例えば、①法律・法規の一部に、客観的な法則と人々の希望の反映されていないものがあり、対象性や操作性を欠き、立法活動が部門の利益に左右され、権限争いや責任逃れの傾向がある。②「有法不依（法があっても守らない）」、「執法不嚴（法の実施が厳しくない）」、「違法不究（違法行為の追及が不十分）」などの問題が深刻化している。法律の実施における権限と責任が見合っていない、法執行の責任が一本化されていない、法を選択的に執行する問題が存在している。法律の執行や司法が規範性・厳格性・透明性・文明性を欠くなどの問題が見られる。法律の執行や司法の不公平や腐敗などに対する民衆の不満は高い。③法律の尊重・信頼・遵守・運用や法律による権益保護という意識が低い。一部の国家職員とりわけ一部の指導幹部は、法に基づいて職務を遂行するという観念が薄い。法を知りながら法を犯す、指示によって法を代替する、権力によって法を圧迫する、私益のために法を枉げるなどのことが依然として存在している。これらの問題は、社会主义法治の原則に違反したもので、人民・大衆の利益を損じ、共産党と国家の発展を妨げるものであるため、法による治国を全面的に推進しなければならない。

2012年の中華人民共和国第18回大会は、2020年までに「全面的な小康社会（ゆとりのある社会）」を建設する目標を掲げた。⁵2012年11月、習近平は、「中華民族の偉大な復興の実現が、現代以降の中華民族の最も偉大な夢である」

⁵ 胡錦濤「堅定不移沿着中国特色社会主义道路前進 為全面建成小康社会而奮鬥——在中国共产党第十八次全国代表大会上的报告」（2012年11月8日）。

と述べた。さらに、2013年3月、第12期全国人民代表大会第一回会議の閉幕式で、習近平は、「小康社会の全面的な実現、富強・民主・文明・調和の社会主义現代化国家の完成という目標の達成、中華民族の偉大な復興という夢の実現は、国家の富強、民族の振興、人民の幸せを実現させるものである。中国の夢とはつまり人民の夢であり、人民と共に実現し、人民に幸せをもたらすものである」と発言した。⁶上述の「小康社会」の全面的な実現、中華民族の偉大な復興という「中国夢」の実現、中国の特色ある社会主义制度の全面的な改革・整備・発展、党の執政能力と執政水準の向上には、法による治国の全面的推進が不可欠となる。

さらに、2013年11月12日、中国共产党第18期中央委員会第3回全体会議は、「中国の特色ある社会主义制度をより完全なものにし、さらに発展させ、国家のガバナンス体系とガバナンス能力の現代化を促進する」ことを「改革の全面的深化の全般的目標」として提出した。⁷中国共产党第18期中央委員会第4回全体会議の採択した「依法治国（法による治国）」の全面的推進という決定は中国共产党第18期中央委員会第3回全体会議の採択した改革の全面的深化という決定と両輪をなすものである。改革の全面的深化は法治による保障を必要とし、法による治国の全面的推進も改革の深化を必要とする。⁸国家のガバナンス体系とガバナンス能力の現代化という改革の目標を実現するために、法による治国を全面的に推進しなければならない。

II 現代中国における「依法治国（法による治国）」の全面的推進の目標

法による治国の全面的推進は、「中国の特色ある社会主义法治体系を構築し、社会主义法治国家を建設する」を総目標としている。今回の「決定」に打ち出した「中国の特色ある社会主义法治体系」の構築という目標は、この以前

⁶ 習近平「在第十二届全国人民代表大会第一次会议闭幕会上的讲话」（2012年12月4日）。

⁷ 「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」（2013年11月12日）。

⁸ 習近平「在中央全面深化改革領導小組第六次会议上的讲话」（2014年10月27日）。

の中国共産党第 15・16・17 回大会で打ち出した「社会主义法律体系」と比べると、一字の差しかないが、その内容は明らかに変わった。「法律体系」は平面的・数量的・静態的ものであるが、「法治体系」は立面的・質量的・動態的なものであり、「法律体系」のアップグレードである。⁹また、「社会主义法治国家」というスローガンは、1988 年の第 19 回ソ連共産党全連邦協議会でも提唱されていた。しかし、この場合、中国では「社会主义」と「法治国家」との両立は本当にできるかという疑問がある。この点については、「社会主义市場経済」における「社会主义」と「市場経済」との両立と同じように、「社会主义」と「法治国家」との両立も可能であろう。

「中国の特色ある社会主义法律体系」の構築および「社会主义法治国家」の建設を実現するために、「社会主义法律体系」の構築のみならず、法律の実施、行政、司法、国民の法律遵守などをも要求している。つまり、この「依法治国（法による治国）」の全面的推進の目標を実現するために、中国共産党の指導の下、中国の特色ある社会主义制度を堅持し、中国の特色ある社会主义法治理論を貫徹し、十全な法律規範体系と効率的な法執行体系、厳格な法治監視体系、強力な法治保障体系を構築し、また十全な党内法規体系を整え、法による治国・執政・行政を同時に進め、法治国家・法治政府・法治社会の一体化建設を推進し、「科学的な立法・厳格な執行・公正な司法・全国民の法遵守」を実現し、国家のガバナンス体系とガバナンス能力の現代化を促進しなければならない。

III 現代中国における「依法治国（法による治国）」の全面的推進の基本的な原則

法による治国の全面推進には、中国共産党第 18 回党大会と第 18 期三中全会の精神を貫徹し、中国の特色ある社会主义の偉大な旗を掲げ、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想、鄧小平理論、「3 つの代表」の重要な思想、科学的発展観を指導にして、習近平総書記の重要な講話の精神を貫徹し、「党の指導」

⁹ 何勤華「依法治国理論的新拓展」『中国高校社会科学』2014 年 6 号、26~27 頁。

「人民が主人となる」「法による治国」をしっかりと結びつけ、中国の特色ある社会主義法治の道をしっかりと歩み、憲法や法律の権威をきっちり守り、人々の権益や社会の公平正義、国家の安全安定を法律によって守り、「二つの百年」という奮闘目標と中華民族の偉大な復興という「中国の夢」の実現を法治面から支えなければならない。具体的にいえば、中国の特色ある社会主義法治体系の構築と社会主義法治国家の建設という目標の実現ために、下記の基本的な原則に従わなければならない。

1. 中国共産党の指導を堅持する原則

中国の政党制度の著しい特徴は、中国共産党が指導し、多くの党派が協力し、中国共産党が執政し、多くの党派が参政することにある。中国共産党の指導は、中国の特色ある社会主義の本質であり、社会主義法治根幹である。法による治国の全プロセスと各ポイントに党の指導を行き渡らせることは、中国の社会主義法治の進展にとっての基本となる。中国の憲法は、中国共産党の指導的地位を保障している。党の指導を守ることは、社会主義法治の根本的な要請であり、法による治国の全面的推進にとっての必須条件である。党の指導と社会主義法治とは一致する。現在の中国では、中国共産党の指導は、「依法治国（法による治国）」と並列して挙げられる。例えば、現行憲法では、「中国共産党の指導」（前文）と「依法治国（法による治国）」（第5条）が同時に定められた。社会主義法治の実現には党の指導が不可欠で、党の指導は社会主義法治を根幹としている。党の指導もとで法による治国を実現し、法治を徹底することによって初めて、「人民が主人となる」という理念を具現化し、国家と社会生活の法治化を進めることが可能となる。一方、2002年の中華人民共和国第16回全国代表大会は、共産党の「依法執政（法による執政）」というスローガンが提唱された。¹⁰ 「依法執政（法による執政）」を実現するには、党が、憲法・法律に基づいて国家を統治することが求められると同時に、党内ルールで党内の管理・統治を行なう必要がある。党による「立法指

¹⁰ 江澤民「全面建設小康社会、開創中国特色社会主义事業新局面——在中国共产党第十六次全国代表大会上的报告」（2002年11月8日）。

導・法執行保証・司法支援・法遵守の率先」を堅持し、「法による治国の基本方針」を「法による執政の基本方式」と統一し、「党の全局把握と各方面の協調」と「人民代表大会・政府・政治協商会議・裁判機関・検察機関による法律や規則に基づく職能の履行と活動の展開」を統一し、「党の指導を受けた人民による憲法・法律の制定と実施」と「憲法・法律の範囲内の党活動の堅持」を統一し、党の主張を法的手続によって国家の意志とし、党组织の推薦した人選を法的手続によって国家政権機関の指導者とし、国家政権機関を通じて国家と社会に対する党の指導を行ない、民主集中制の原則によって中央の権威を維持し、全党と全国の団結と統一を維持しなければならない。

2. 人民の主体としての地位を堅持する原則

1949年の中華人民共和国の成立以来、「中国人民は、国家の権力を掌握して、国家の主人公になった」（憲法序文）。憲法は「人民主権」の原理を採用し、「中国のすべての国家権力は人民に属する」と宣言している（憲法2条1項）。人民は、法による治国の主体であり、その力の元である。人民代表大会制度は、人民が主人となるための根本的な政治制度である。法による治国を全面的に推進するために、人民の主人公としての自覚を引き出して、あくまでも法によって国を治めるという、党が人民を指導して国を治める上での基本方針を貫き、人民が法律に基づいて国と社会の事務を管理し、経済と文化の事業を管理し、積極的に社会主義現代化の建設に身を投じるよう最大限に幅広く働きかけ、組織するとともに、よりよく人民の権益を確保し、人民が主人公となることをよりよく保証しなければならない。¹¹法治建設の「人民のために、人民を根拠とし、人民を幸せにし、人民を守る」という理念を守り、人民の根本的な権益を保障することを出発点と立脚点とし、人民が法律に基づいて各類型の権利と自由を享受し、義務を果たし、社会の公平正義を守り、共同で豊かになるよう働くなければならない。人民が党の指導の下、法律の規定に基づいて、各類型の手段と形式で国家事務を管理し、経済文化

¹¹ 胡錦濤「堅定不移沿着中国特色社会主义道路前進 為全面建成小康社会而奮鬥——在中国共产党第十八次全国代表大会上的报告」（2012年11月8日）。

事業を管理し、社会事務を管理することを保証する。「法律は権利保障の有力な武器であり、守るべき行動規範である」ことを国民に広め、「法を学び、尊び、守り、用いる」意識を全社会に広め、法律を国民に把握・遵守・運用させる。

3. 法の下の平等を堅持する原則

中国では、国民の平等権を保障し、国民を不合理に差別してはならない。現行憲法は、「中華人民共和国国民は、法律の前に一律に平等である」と定めている（憲法 33 条 2 項）。平等は、社会主义の法律の基本的な属性の一つである。いかなる組織もいかなる個人も、憲法・法律の権威を尊重し、憲法・法律の範囲内で行動し、憲法・法律に基づいて権力や権利を行使し、職責や義務を果たさなければならず、憲法・法律に特權は許されない。国家法制の統一・尊厳・権威を守り、憲法・法律の有効な実施を確保し、どのような人間・口実・形式であろうと、指示による法の代替や権力による法の圧迫、私益のための法の乱用を許さない。公権力の規範化と抑制を重点として監視を強化し、権力保持者には責任を負わせ、権力行使は監視対象とし、違法行為は必ず追及しなければならない。

4. 「依法治国（法による治国）」と「以德治国（道徳を以って国を治める）」との結合の原則

2000 年 6 月、国家主席江沢民は「在中央思想政治工作会议上的講話（中央の思想政治會議における講話）」を発表し、「法律と道徳は上部構造の構成部分として、いずれも社会秩序を維持し、人々の思想や行動を規制する重要な手段である。両者は相互に関連し補完している。「法治」はその権威性と強制的手段で社会構成員の行為を規制しているが、「徳治」はその説得力と勧告指導力で社会構成員の思想認識と道徳的自覚を向上させる。道徳規範と法律規範は互いに結合し、統一的に作用を發揮すべきである」と述べた。¹²さらに、2001 年 1 月、全国宣伝部長会議において、国家主席江沢民は「依法治国（法

¹² 江沢民「在中央思想政治工作会议上の講話」（2000 年 6 月 28 日）。

によって国を治める)」と「以德治国(道徳を以って国を治める)」を緊密に結合することを治国の方策として提唱した。「依法治国(法による治国)」と「以德治国(道徳を以って国を治める)」との結合」を明文で要求している。

¹³ 「以德治国(道徳を以って国を治める)」は「依法治国(法によって国を治める)」と対立しているため、法治主義の後退であるとの批判もある。この批判に対して、中国共産党は、「以德治国(道徳を以って国を治める)」と「依法治国(法によって国を治める)」とは相互補完の関係にあり、両者とも国家管理の重要な手段であるとする。この意味の上での「以德治国(道徳を以って国を治める)」とは、マルクス主義、毛沢東思想、鄧小平理論を指導理念とし、人民に奉仕することを核心とし、集団主義を原則とし、祖国、人民、労働、科学、社会主义を熱愛することを基本的 requirement とし、職業道德、社会道德、家庭倫理美德を帰着点として、社会主义市場経済の発展に適応する社会主义思想道德の体系を構築し、それを、全国人民に普遍的に認め、自覚的に遵守する規範にする。「以德治国(道徳を以って国を治める)」は道徳規範を国家管理の手段として、国民、とくに官僚に対する道徳教育を重視している。この意味で、国家と社会の統治には、法律と道徳が同時に作用する必要がある。法による統治を進めながら徳による統治も進め、社会主义の核心的価値観を広め、中華の伝統と美德をたたえ、社会道德や職業道德、家庭の美德、個人の品徳を伸ばし、法律の規範作用を重視しながら道徳の教化作用も重視し、法治を通じて道徳を実現し、道徳強化への法律の促進作用を高め、道徳によって法治の精神を充実させ、法治文化を道徳で支え、法律と道徳が相互に補い高め合う状態を実現する。

5. 中国の実情を出発点とする原則

中国の特色ある社会主义の道とその理論・制度は、法による治国の全面的推進の筋道を指し示している。中国の基本的な国情から出発し、改革開放の深まりに呼応し、党の指導もとでの法治の成功経験を総括し、社会主义法治

¹³ 江澤民「全面建設小康社会、開創中国特色社会主义事業新局面——在中国共产党第16次全国代表大会上的报告」(2002年11月8日)。

建設の重大理論と実践問題を目掛けて法治理論を革新し、「中国の実情に合った、中国の特色を持つ、社会の発展法則を体現した」社会主义法治理論を形成し、法による治国に理論的指導と学術的な支えを与える。中華の伝統における法律文化の本質を捉え、国外の法治の有益な経験に学ぶことを促進する一方、海外における法治の理念やモデルをそのまま真似ることは回避する必要がある。

IV 現代中国における「依法治国（法による治国）」の全面的推進の課題

1978年12月18日に開かれた中国共产党第11期中央委員会第3回全体会議で「改革開放」の政策は基本国策として採用された。改革開放の一環として、民主主義の「制度化、法制化」を目指して新しい「法制建設」が始まった。この「法制建設」については、「有法可依（法律の制定については、根拠となるべき法があること）」、「有法必依（法律の遵守については、法があれば、必ずしたがわなければならないこと）」、「執法必嚴」（法律の執行について、法を厳格に運用しなければならないこと）、「違法必究（違法行為については、必ず徹底追及しなければならないこと）」という基本方針が提唱された。今まで、中国の特色ある社会主义法律体系が構築されたといえるが、「有法不依（法があっても守らない）」、「執法不嚴（法の実施が厳しくない）」、「違法不究（違法行為の追及が不十分）」などの問題がまだ残っている。そのため、「依法治国（法による治国）」を全面的に推進するため、立法、法律の実施、行政、司法、国民の法律遵守、共産党の執政を強化・改善しなければならない。具体的には、「中国の特色ある社会主义法治理論を構築し、社会主义法治国家を建設する」を目標として、①憲法を中心とした中国の特色ある社会主义法律体系を整備し、憲法の実施を強化し、②法による行政を深く推進し、法治政府の建設を加速し、③司法の公正を保証し、司法への信頼を高め、④全国民の法治観念を増強し、法治社会の建設を推進し、⑤法治実現のための活動チームの建設を強化し、⑥中国共产党の法による治国の全面的推進に対する指導

を強化・改善することを通じて、¹⁴法による治国を全面的に推進することとしている。

おわりに

1978 年の改革開放以来、中国では、法制度の整備、「依法行政（法による行政）」、司法改革などの「法治建設」も著しく進んでいる。¹⁵特に、立法の面には、中国の特色ある社会主义法律体系が既に構築されたといえるが、立法の民主化・科学化、法律の実施（特に憲法の実施）、「法による行政」の推進と「法治政府」の建設、司法独立と司法公正の保障、国民の法律遵守、共産党の法による執政などの課題がまだ残っている。中国共産党第 18 期中央委員会第 4 回全体会議の確立した「依法治国（法による治国）」の全面的推進の目標としての「中国の特色ある社会主义法治体系」と「社会主义法治国家」の内在的な論理は、「依法治国（法による治国）」、「依法行政（法による行政）」、「依法執政（法による執政）」、「依憲治国（憲法による治国）」、「依憲執政（憲法による執政）」、「依法治軍（法による軍隊を治める）」の共同的な推進および「法治国家」、「法治政府」、「法治政党」、「法治社会」、「法治軍隊」の一体化的な建設にある。¹⁶以上の立法、行政、司法、法律遵守、執政の課題をめぐって、習近平国家主席は、「決定」に関する説明を行った場合、共産党の指導と「依法治国（法による治国）」との関係、「依法治国（法による治国）」の全面的推進、憲法施行と監督制度の健全、立法体制の完備、法治政府建設の加速、司法の公信力の向上、最高人民法院（最高裁判所）の巡回法廷の建設、

¹⁴ 「決定」においては、具体的に 180 件あまりの「依法治国（法による治国）」に関する改革措置が挙げられている。薛刚凌、趙鵬「180 多項对依法治国具有重要意义的改革举措——『中共中央關於全面推進依法治国若干重大問題的決定』六大任務解讀」『光明日報』2014 年 10 月 29 日参照。

¹⁵ 中国国務院新聞弁公室「中国的民主政治建設」白書（2005 年 10 月）、中国国務院新聞弁公室「中国的法治建設」白書（2008 年 2 月）、中国法学会「中国法治建設年度報告」（2013 年 6 月）など参照。

¹⁶ 胡建森「認真學習深刻領會党的十八大關於『依法治國』的精神」『國家行政學院學報』2013 年 1 号、65 頁。

行政区画にまたがる人民法院（裁判所）や人民検察院の設立への探索、検察機関による公益訴訟制度確立の探索、裁判を中心とした訴訟制度改革など 10 の問題の推進を強調している。¹⁷今後、「依法治国（法による治国）」にとって重要な意義を持つ 180 件余りの改革措置を、改革任務の総台帳に組み込み、一体的に計画し、一体的に実行し、一体的に監督・処理する必要がある。¹⁸中国共産党第 18 回代表大会は、「2020 年まで小康社会を全面的に完成した際、法による治国の基本方策は全面的に実行され、法治政府は基本的に構築され、司法に対する大衆の信頼感は絶えず高まり、人権は着実に尊重され保証される」という戦略目標を確立した。¹⁹つまり、2020 年まで「依法治国（法による治国）」を全面的に実現すると宣言した。「依法治国（法による治国）」の全面的推進は、系統的な大事業であり、国家統治の広大で重大な革命であり、長期的な努力が必要となる。現在の中国は「依法治国（法による治国）」を全面的に推進し、「依法治国」の目標を完全な形で実現させることに向けて一歩ずつ着実に歩み続けなければならない。

¹⁷ 習近平「關於『中共中央關於全面推進依法治國若干重大問題的決定』的說明」（2014 年 10 月 28 日）。

¹⁸ 習近平「在中央全面深化改革領導小組第六次會議上的講話」（2014 年 10 月 27 日）。

¹⁹ 胡錦濤「堅定不移沿着中国特色社会主义道路前进 為全面建成小康社会而奮鬥——在中国共产党第十八次全国代表大会上的報告」（2012 年 11 月 8 日）。